

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案について

以下を内容とする「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律案」を3月8日に閣議決定し、第162回通常国会に提出。

1 総則

(1) 目的（第1条）

特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(2) 定義（第2条）

「特定特殊自動車」とは、公道を走行しない大型特殊自動車及び小型特殊自動車その他政令で定める自動車をいう。

(3) 国、事業者、使用者の責務（第3条・第4条）

国は、国際的な連携の確保、啓発及び知識の普及に努める。

特定特殊自動車の製作者及び輸入者は、技術開発等により特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染の防止に資するように努める。

特定特殊自動車の使用者は、アイドリングストップ等特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置を講ずるよう努める。

2 エンジンの型式指定（第5条～第8条）

(1) 特定特殊自動車に搭載するエンジン（特定原動機）について、環境保全の観点から必要な排出ガス性能基準（技術基準）を定める。

(2) 特定原動機の製作者及び輸入者は、申請により、同一モデル（型式）の特定原動機の全てが排出ガス性能基準に適合することについて、主務大臣の指定（型式指定）を受けすることができる。

3 車体の型式届出等（第9条～第16条）

(1) 特定特殊自動車の車体について、環境保全の観点から必要な技術基準を定める。

(2) 特定特殊自動車の製作者及び輸入者は、特定特殊自動車の型式（搭載する特定原動機の型式を含む。）を主務大臣に届け出ることができる。

(3) (2)の届出事業者は、型式の指定を受けている特定原動機を搭載し、車体の技術基準に適合することを検査し、検査記録を保存しなければならない。

(4) 検査義務を履行した届出事業者等は、特定特殊自動車に表示を付すことができる。

4 特定特殊自動車の使用の規制（第17条・第18条）

- (1) 特定特殊自動車は、表示が付されているものでなければ、使用してはならない。ただし、使用開始前に、主務大臣の検査を受けて、技術基準に適合することの確認を受けたものは、使用できる。
- (2) 主務大臣は、技術基準に適合しない特定特殊自動車の使用者に対し、技術基準に適合させるため必要な措置を命ずる。

5 登録検査機関（第19条～第27条）

- (1) 2(2)の型式指定に関する検査及び4(1)の検査の実務について、基準を満たす検査機関の申請があったときは、国がこの検査機関を登録した上で、登録された検査機関（登録検査機関）が検査の実務を行う。
- (2) 登録検査機関の登録手続、登録基準、変更・廃止手続等を定める。

6 雑則（第28条～第33条）

(1) 指針

特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため使用者が配慮すべき事項についての指針を定める。（不正軽油を使用しないこと、[点検・整備の励行等](#)）

(2) 主務大臣

下記以外：環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

4(2) : 環境大臣及び使用者の事業を所管する大臣

6(1) : 使用者の事業を所管する大臣

7 罰則（第34条～第42条）

- (1) 使用者については、基準に適合しない車両を使用している場合に、主務大臣が基準適合命令（第18条）を出し、これに違反した場合に、30万円の罰金
- (2) 製造者については、基準に適合しない車両を製造している場合に、主務大臣が表示禁止命令（第14条第1項）を出し、これに違反した場合に、1年以上の懲役又は100万円以下の罰金を課す等の罰則を規定。

8 附則

(1) 施行時期（附則第1条）

4以外：公布後、1年以内の政令で定める日から施行。

4 : 公布後、1年6月以内の政令で定める日から施行。

(2) 経過措置（附則第2条）

法律の施行前に製作された特定特殊自動車は、4の規定は適用しない。

(3) 大気汚染防止法の一部改正（附則第5条）

環境大臣は、特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度を定める。

